

資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	令和6年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績	1
2	年度別最低賃金改正一覧表	5
3	令和6年度地域別最低賃金改定状況	7
4	令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況	9
5	特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について	17
6	令和7年度における特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について	19
7	令和7年度における特定（産業別）最低賃金の新設に関する意向表明について	21
8	意向表明時点における特定（産業別）最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数	23
9	令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	25
10	鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績	31
11	地域別最低賃金の1,500円への早期引上げ及び全国一律化、並びに特定最低賃金制度の運用改善を求める決議（中国地方弁護士会連合会）	33

令和6年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績

番号	月日	開始時刻	会議名	主な審議内容
1	6月24日(月)	14:00	事業場視察 (株式会社丸由丸由百貨店)	公労使代表委員等による視察の実施
2	6月26日(水)	10:00	公益委員会議	令和6年度審議会運営について
3	7月1日(月)	14:00	第544回地方最低賃金審議会	県最低賃金改正諮問、専門部会設置等
4	7月26日(金)	9:30	第545回地方最低賃金審議会	日安伝達、基礎調査結果、特定最低賃必要性諮問、専門部会設置
5	7月26日(金)	12:00	第1回県最低賃金専門部会	専門部会の運営について
6	7月30日(火)	9:30	第2回県最低賃金専門部会	ビデオメッセージ放映、意見陳述、改正審議
7	8月1日(木)	9:30	第3回県最低賃金専門部会	改正審議
8	8月5日(月)	9:30	第4回県最低賃金専門部会	改正審議
9	8月6日(火)	9:30	第5回県最低賃金専門部会	改正審議
10	8月8日(木)	9:30	第6回県最低賃金専門部会	改正審議
11	8月8日(木)	13:30	公益委員会議	公益委員見解について
12	8月9日(金)	13:15	第7回県最低賃金専門部会	改正審議、議決
13	8月9日(金)	15:40	第546回地方最低賃金審議会	改正審議、議決
14	8月27日(火)	10:00	第547回地方最低賃金審議会	異議審議、議決
15	9月9日(月)	16:15	第1回特定最低賃金専門部会 (各商)	改正の必要性の審議、議決
16	9月9日(月)	17:30	第1回特定最低賃金専門部会 (電機)	改正の必要性の審議
17	9月12日(木)	16:30	第2回特定最低賃金専門部会 (電機)	改正の必要性の審議、議決
18	9月12日(木)	17:00	第548回地方最低賃金審議会	改正の必要性の審議、議決、金額改定の諮問 (電機)
19	10月4日(金)	14:00	第3回特定最低賃金専門部会 (電機)	金額審議
20	10月10日(木)	17:30	第4回特定最低賃金専門部会 (電機)	金額審議
21	10月16日(水)	17:30	第5回特定最低賃金専門部会 (電機)	金額審議
22	10月18日(金)	17:30	第6回特定最低賃金専門部会 (電機)	金額審議、全会一致結審、6条5項適用
23	3月11日(火)	16:00	第549回地方最低賃金審議会	特定最低賃金意向表明、審議会確認

令和6年度 鳥取地方最低賃金審議会・各専門部会審議状況

鳥取地方最低賃金審議会(6回)		地域別最低賃金専門部会(県最賃7回)	
開催時期			
6/24(月)	事業場視察 14:00		
6/26(水)	公益委員会議 10:00		
7/1(月)	① 第544回鳥取地方最低賃金審議会 審議会、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について 鳥取県最低賃金改正決定について(諮問) 資料説明(事業場視察概要報告等含む) 専門部会の設置について 意見聴取の方法について 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 最低賃金改正に係る要請の報告		
	「鳥取県最低賃金専門部会委員候補者推薦公示」 「鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示(最低賃金法第25条第5項)」 「鳥取県最低賃金改正審議に資するための関係労働者及び関係使用者からの意見発表者の募集」(ホームページほか)		
7/26(金)	② 第545回鳥取地方最低賃金審議会 9:30 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達) 意見聴取結果について 最低賃金に関する基礎調査結果等について 特定(産業別)最低賃金改正決定に係る申出について 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)	① 第1回鳥取県最低賃金専門部会 12:00 部会長、部会長代理の選出 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について 鳥取県最低賃金の改正審議	
	「特定(産業別)最低賃金専門部会委員推薦公示」		
7/30(火)		② 第2回鳥取県最低賃金専門部会 9:30 中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対するビデオメッセージ 関係労使の意見の申出について 意見陳述 鳥取県最低賃金の改正審議	
8/1(木)		③ 第3回鳥取県最低賃金専門部会 9:30 鳥取県最低賃金の改正審議	
8/5(月)		④ 第4回鳥取県最低賃金専門部会 9:30 鳥取県最低賃金の改正審議	
8/6(火)		⑤ 第5回鳥取県最低賃金専門部会 9:30 鳥取県最低賃金の改正審議	
8/8(木)	公益委員会議 13:30 鳥取地方最低賃金審議会および専門部会の審議状況について 公益委員見解について	⑥ 第6回鳥取県最低賃金専門部会 9:30 鳥取県最低賃金の改正審議	
8/9(金)	③ 第546回鳥取地方最低賃金審議会 15:40 鳥取県最低賃金専門部会報告について 鳥取県最低賃金の改正決定に関する答申について	⑦ 第7回鳥取県最低賃金専門部会 13:15 鳥取県最低賃金の改正審議 部会報告について	
			「改正県最賃異議申出公示」(公示期間:公示の日の翌日から起算して15日を経過する日まで)＜異議申出あり＞

8/27(火)	④ 第547回鳥取地方最低賃金審議会(異議審) 10:00 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示の結果について 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問) 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)			
・9月5日 官報公示 ・10月5日 効力発生	鳥取県最低賃金 時間額957円(57円引上げ)			
9/9(月)		① 第1回電気機械器具等最低賃金専門部会 17:30 部会長、部会長代理の選出 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について 改正決定の必要性の審議	① 第1回各種商品小売業最低賃金専門部会 16:15 部会長、部会長代理の選出 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について 改正決定の必要性の審議	各種商品小売業最低賃金(1回)
9/12(木)	⑤ 第548回鳥取地方最低賃金審議会 17:00 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無の部会報告 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無(審議)(答申) 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について	② 第2回電気機械器具等最低賃金専門部会 16:30 改正決定の必要性の審議		
	「改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示(最低賃金法第25条第5項)」			
10/4(金)		③ 第3回電気機械器具等最低賃金専門部会 14:00 最低賃金に関する基礎調査結果等について 書面意見聴取調査結果等について 金額審議		
10/10(木)		④ 第4回電気機械器具等最低賃金専門部会 17:30 書面意見聴取調査結果等について 金額審議		
10/16(水)		⑤ 第5回電気機械器具等最低賃金専門部会 17:30 金額審議		
10/18(金)		⑥ 第6回電気機械器具等最低賃金専門部会 17:30 金額審議 部会報告(全会一致・6条5項適用) 改正決定について(答申)		
	「改正特定最賃異議申出公示」(公示期間:公示の日の翌日から起算して15日を経過する日まで) <異議申出なし>			
・11月19日 官報公示 ・12月19日 効力発生				鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 時間額963円(57円引上げ)
令和7年3月11日(火)	⑥ 第549回鳥取地方最低賃金審議会 16:00 特定(産業別)最低賃金の改定等に係る意向表明について 令和7年度の最低賃金審議について 令和7年度の事業場視察について			

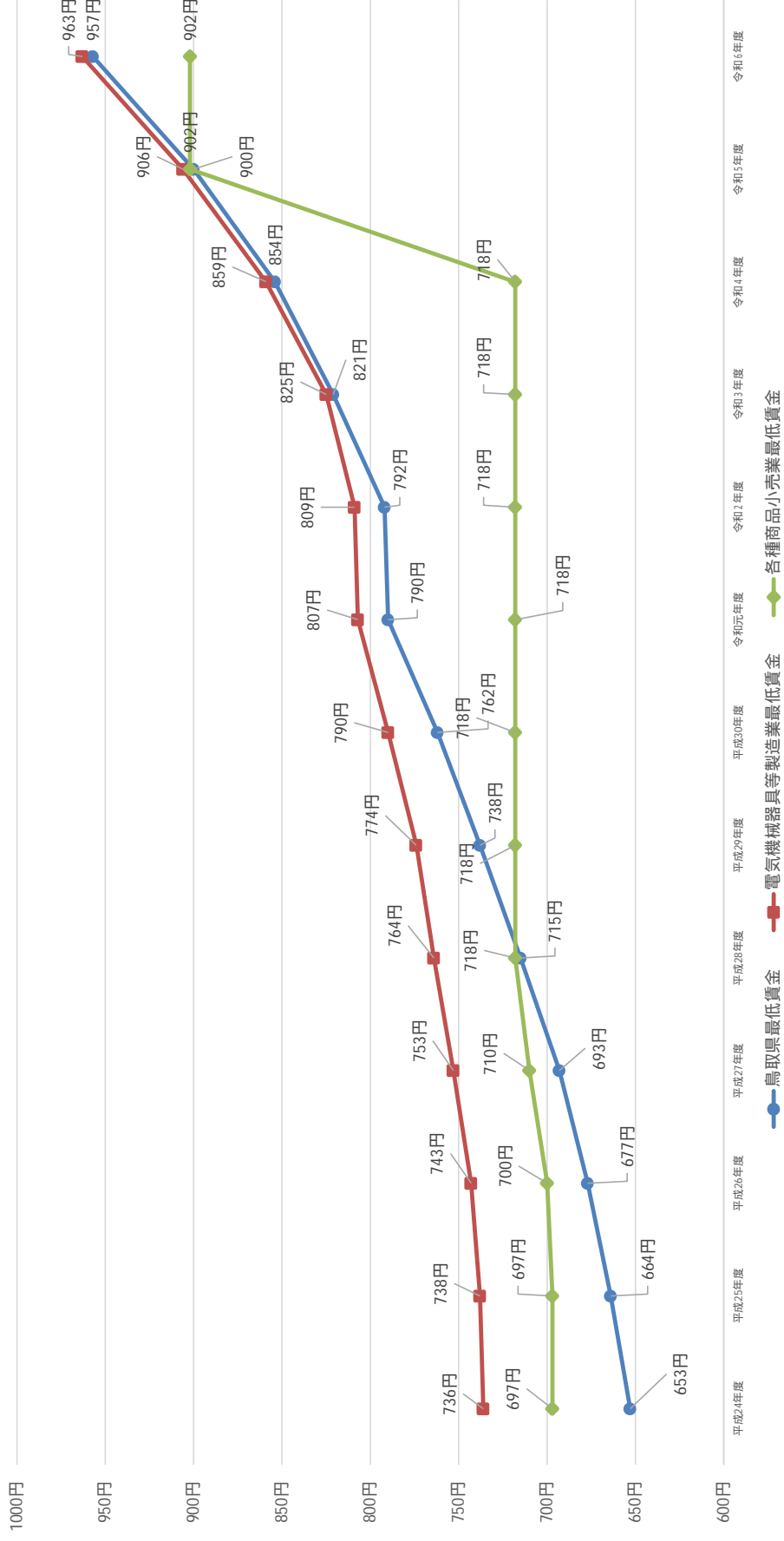
年度別最低賃金改正一覽表

鳥取県最低賃金		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間額		653円	664円	677円	693円	715円	738円	762円	790円	792円	821円	854円	900円	957円
引上げ額		7円	11円	13円	16円	22円	23円	24円	28円	2円	29円	33円	46円	57円
引上げ率		1.08%	1.68%	1.96%	2.36%	3.17%	3.22%	3.25%	3.67%	0.25%	3.66%	4.02%	5.39%	6.33%
影響率		2.26%	1.91%	3.15%	2.84%	5.51%	9.39%	10.30%	8.79%	4.46%	14.65%	17.60%	15.03%	27.00%
発効日		H24.10.20	H25.10.25	H26.10.8	H27.10.4	H28.10.12	H29.10.6	H30.10.5	R元.10.5	R2.10.2	R3.10.6	R4.10.6	R5.10.5	R6.10.5

産業別最低賃金		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間額		736円	738円	743円	753円	764円	774円	790円	807円	809円	825円	859円	906円	963円
引上げ額		1円	2円	5円	10円	11円	10円	16円	17円	2円	16円	34円	47円	57円
引上げ率	鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	0.14%	0.27%	0.68%	1.35%	1.46%	1.31%	2.07%	2.15%	0.25%	1.98%	4.12%	5.47%	6.29%
影響率		6.86%	15.04%	17.00%	10.40%	15.14%	16.49%	13.14%	19.88%	7.20%	20.78%	26.60%	29.94%	33.25%
最賃比率		112.71%	111.14%	109.75%	108.66%	106.85%	104.88%	103.67%	102.15%	102.15%	100.49%	100.59%	100.67%	100.63%
発効日		H25.1.17	H26.1.9	H26.12.25	H27.12.19	H28.12.22	H30.1.11	H30.12.28	R元.12.28	R2.12.30	R3.12.17	R4.12.17	R5.12.17	R6.12.19

鳥取県各種商品小売業最低賃金		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間額		697円	697円	700円	710円	718円	718円	718円	718円	718円	718円	718円	902円	902円
引上げ額		2円	改正審議なし	3円	10円	8円	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	184円	改正審議なし
引上げ率		0.29%		0.43%	1.43%	1.13%							25.63%	
影響率		0.21%		0.00%	0.40%	0.00%							18.55%	
最賃比率		106.74%		103.40%	102.45%	100.42%							100.22%	
発効日		H25.2.7		H26.12.13	H27.12.19	H28.12.17							R5.12.15	

鳥取県の最低賃金額



令和6年度 地域別最低賃金 改定状況

鳥取労働局

都道府県名	ランク	目安額	最低賃金額【円】(※)	引上げ額【円】	目安差額	発効年月日
北海道	B	50	1,010 (960)	50		2024年10月1日
青森	C	50	953 (898)	55	5	2024年10月5日
岩手	C	50	952 (893)	59	9	2024年10月27日
宮城	B	50	973 (923)	50		2024年10月1日
秋田	C	50	951 (897)	54	4	2024年10月1日
山形	C	50	955 (900)	55	5	2024年10月19日
福島	B	50	955 (900)	55	5	2024年10月5日
茨城	B	50	1,005 (953)	52	2	2024年10月1日
栃木	B	50	1,004 (954)	50		2024年10月1日
群馬	B	50	985 (935)	50		2024年10月4日
埼玉	A	50	1,078 (1,028)	50		2024年10月1日
千葉	A	50	1,076 (1,026)	50		2024年10月1日
東京	A	50	1,163 (1,113)	50		2024年10月1日
神奈川	A	50	1,162 (1,112)	50		2024年10月1日
新潟	B	50	985 (931)	54	4	2024年10月1日
富山	B	50	998 (948)	50		2024年10月1日
石川	B	50	984 (933)	51	1	2024年10月5日
福井	B	50	984 (931)	53	3	2024年10月5日
山梨	B	50	988 (938)	50		2024年10月1日
長野	B	50	998 (948)	50		2024年10月1日
岐阜	B	50	1,001 (950)	51	1	2024年10月1日
静岡	B	50	1,034 (984)	50		2024年10月1日
愛知	A	50	1,077 (1,027)	50		2024年10月1日
三重	B	50	1,023 (973)	50		2024年10月1日
滋賀	B	50	1,017 (967)	50		2024年10月1日
京都	B	50	1,058 (1,008)	50		2024年10月1日
大阪	A	50	1,114 (1,064)	50		2024年10月1日
兵庫	B	50	1,052 (1,001)	51	1	2024年10月1日
奈良	B	50	986 (936)	50		2024年10月1日
和歌山	B	50	980 (929)	51	1	2024年10月1日
鳥取	C	50	957 (900)	57	7	2024年10月5日
島根	B	50	962 (904)	58	8	2024年10月12日
岡山	B	50	982 (932)	50		2024年10月2日
広島	B	50	1,020 (970)	50		2024年10月1日
山口	B	50	979 (928)	51	1	2024年10月1日
徳島	B	50	980 (896)	84	34	2024年11月1日
香川	B	50	970 (918)	52	2	2024年10月2日
愛媛	B	50	956 (897)	59	9	2024年10月13日
高知	C	50	952 (897)	55	5	2024年10月9日
福岡	B	50	992 (941)	51	1	2024年10月5日
佐賀	C	50	956 (900)	56	6	2024年10月17日
長崎	C	50	953 (898)	55	5	2024年10月12日
熊本	C	50	952 (898)	54	4	2024年10月5日
大分	C	50	954 (899)	55	5	2024年10月5日
宮崎	C	50	952 (897)	55	5	2024年10月5日
鹿児島	C	50	953 (897)	56	6	2024年10月5日
沖縄	C	50	952 (896)	56	6	2024年10月9日
全国加重平均			1,055 (1,004)	51		-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

令和6年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
北海道	1010	処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	1048	R6.12.1
		鉄鋼業	1100	R6.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1049	R6.12.1
		船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	1040	R6.12.1
青森	953	鉄鋼業	1045	R6.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	968	R6.12.21
		百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業	956	R6.12.21
		自動車小売業	963	R6.12.21
岩手	952	鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	1008	R7.1.22
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	985	R7.1.22
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	975	R7.1.22
		百貨店、総合スーパー	800 ()	H30.12.28
		各種商品小売業	767 ()	H28.12.11
		自動車小売業	1004	R7.1.22
宮城	973	鉄鋼業	1059	R6.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1012	R6.12.15
		自動車小売業	1036	R6.12.15
秋田	951	非鉄金属製錬・精製業	1011	R6.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	958	R6.12.25
		自動車・同附属品製造業	1020	R6.12.25
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	980	R6.12.25
山形	955	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	1012	R6.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	996	R6.12.25
		自動車・同附属品製造業	1012	R6.12.25
		自動車整備業	1017	R6.12.25
福島	955	非鉄金属製造業	996	R7.1.4
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	928 ()	R6.1.12
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	880 ()	R4.12.30
		輸送用機械器具製造業	1005	R6.12.21
		自動車小売業	1020	R6.12.29

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「()」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和6年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
茨 城	1005	鉄鋼業	1098	R6.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1055	R6.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	1052	R6.12.31
		各種商品小売業	881 ()	R3.12.31
栃 木	1004	塗料製造業	1109	R6.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1055	R6.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	1056	R6.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1056	R6.12.31
		自動車・同附属品製造業	1064	R6.12.31
		各種商品小売業	874 ()	R2.12.31
群 馬	985	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1067	R6.12.28
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1056	R6.12.28
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1056	R6.12.28
		輸送用機械器具製造業	1056	R6.12.28
埼 玉	1078	非鉄金属製造業	1098	R6.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1105	R6.12.1
		輸送用機械器具製造業	1102	R6.12.1
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	1114	R6.12.1
		各種商品小売業	849 ()	H28.12.1
		自動車小売業	1089	R6.12.1
千 葉	1076	調味料製造業	889 ()	H29.12.25
		鉄鋼業	1147	R6.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	922 ()	H30.12.25
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具、理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	887 ()	H29.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1105	R6.12.25
		各種商品小売業	848 ()	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	922 ()	H30.12.25
東 京	1163	鉄鋼業	871 ()	H26.3.23
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832 ()	H22.12.31
		業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829 ()	H22.12.31
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838 ()	H24.2.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「()」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和6年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
神奈川	1,162	塗料製造業	894 ()	H27.3.1
		鉄鋼業	874 ()	H26.3.15
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	821 ()	H22.12.20
		ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857 ()	H25.3.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890 ()	H27.3.1
		輸送用機械器具製造業	855 ()	H25.3.1
		自動車小売業	842 ()	H23.12.21
新潟	985	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1005	R5.12.27
		各種商品小売業	932 ()	R5.12.30
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	1015	R6.12.8
富山	998	アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業	781 ()	H27.12.26
		玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業	1035	R6.12.27
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1002	R6.12.26
		百貨店、総合スーパーマーケット	1003	R6.12.26
		自動車(新車)小売業	769 ()	H23.1.20
石川	984	綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業	782 ()	H29.12.31
		洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業	763 () 6102 (日額)	H11.12.26
		金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	1040	R6.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	1008	R6.12.31
		自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業	1040	R6.12.31
		百貨店、総合スーパーマーケット	994	R6.12.31
福井	984	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	830 ()	R1.12.24
		繊維機械、金属加工機械製造業	933 ()	R5.12.24
		電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857 ()	R1.12.24
		百貨店、総合スーパー	840 ()	R2.12.24
山梨	988	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1047	R6.12.27
		自動車・同附属品製造業	1029	R7.1.3
長野	998	印刷、製版業	850 ()	R1.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1043	R6.12.12
		計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	1032	R7.1.1
		各種商品小売業	950 ()	R5.12.31

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「()」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和6年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
岐 阜	1001	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965 ()	R5.12.21
		自動車・同附属品製造業	1057	R6.12.21
		航空機・同附属品製造業	1049	R6.12.21
静 岡	1034	パルプ・紙・加工紙製造業	786 ()	H27.12.31
		タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	915 ()	R3.12.20
		鉄鋼、非鉄金属製造業	1057	R6.12.21
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	1073	R6.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1042	R6.12.21
		各種商品小売業	886 ()	R1.12.21
愛 知	1077	染色整理業	732 ()	H20.12.16
		製鉄業、製鋼、製鋼圧延業、鋼材製造業	1111	R6.12.16
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	968 ()	R3.12.16
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	875 ()	H29.12.16
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901 ()	H30.12.16
		輸送用機械器具製造業	1081	R6.12.16
		各種商品小売業	847 ()	H28.12.16
		自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	800 ()	H19.12.16
自動車(新車)小売業	943 ()	R2.12.16		
三 重	1023	ガラス・同製品製造業	923 ()	R3.12.21
		鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業	739 () 5907 (日額)	H10.12.15
		電線・ケーブル製造業	1033	R6.12.21
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	843 ()	H27.12.20
		一般機械器具製造業	762 ()	H15.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1031	R6.12.21
		建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	1047	R6.12.21
滋 賀	1017	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	789 ()	H28.12.30
		ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	1046	R6.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1060	R6.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1050	R6.12.31
		自動車・同附属品製造業	1062	R6.12.31
		各種商品小売業	840 ()	H30.12.29

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「()」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和6年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
京 都	1058	金属成形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	933 ()	R1.12.22
		ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業	822 ()	H20.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1074	R7.1.19
		輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業	1076	R7.1.19
		各種商品小売業	938 ()	R4.1.26
		自動車(新車)小売業	939 ()	R4.1.26
大 阪	1114	塗料製造業	1120	R6.12.1
		鉄鋼業	1120	R6.12.1
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	993 ()	R3.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1127	R6.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1127	R6.12.1
		自動車・同附属品製造業	1119	R6.12.1
		自動車小売業	993 ()	R3.12.1
兵 庫	1052	繊維工業	800 ()	H28.3.1
		塗料製造業	1099	R6.12.1
		鉄鋼業	1116	R6.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	1087	R6.12.1
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	1053	R6.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1053	R6.12.1
		輸送用機械器具製造業	1126	R6.12.1
		各種商品小売業	797 ()	H28.2.1
		自動車小売業	963 ()	R4.12.1
奈 良	986	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905 ()	R3.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	891 ()	R3.12.29
		自動車小売業	892 ()	R3.12.29
		木材・木製品・家具・装備品製造業	816 () 6527 (日額)	H1.1.25
和歌山	980	鉄鋼業	1103	R6.12.30
		百貨店、総合スーパー	869 ()	R3.12.30
鳥 取	957	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	963	R6.12.19
		各種商品小売業	902 ()	R5.12.15

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「()」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和6年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
島根	962	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1092	R6.11.28
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1068	R6.12.5
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	987	R6.12.27
		自動車・同附属品製造業	1028	R6.11.30
		百貨店、総合スーパー	905 ()	R5.12.28
		自動車(新車)小売業	1000	R6.12.5
岡山	982	耐火物製造業	1026	R6.12.28
		鉄鋼業	1102	R6.12.8
		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1054	R7.1.9
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1025	R6.12.25
		自動車・同附属品製造業	1039	R6.12.29
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1094	R6.12.28
		各種商品小売業	933 ()	R6.1.10
広島	1020	製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業	1114	R6.12.31
		建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	1052	R7.2.21
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1070	R6.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1045	R6.12.31
		自動車・同附属品製造業	1048	R6.12.31
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1080	R7.2.21
		各種商品小売業	903 ()	R3.12.31
		自動車小売業	1038	R7.2.21
山口	979	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	1116	R6.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1032	R6.12.15
		輸送用機械器具製造業	1088	R6.12.15
		百貨店、総合スーパーマーケット	1000	R6.12.15
徳島	980	造作材・合板・建築用組立材料製造業	876 ()	R3.12.21
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1070	R6.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1038	R6.12.21

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「()」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和6年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
香 川	970	冷凍調理食品製造業	849 ()	R3.12.15
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1092	R6.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1030	R6.12.15
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1093	R7.1.8
愛 媛	956	バルブ、紙製造業	1050	R6.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1049	R6.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1038	R6.12.25
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1070	R6.12.25
		各種商品小売業	854 ()	R4.12.25
高 知	952	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793 ()	R1.12.29
		一般貨物自動車運送業	910 ()	H19.6.2
福 岡	992	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1106	R6.12.10
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1071	R6.12.10
		輸送用機械器具製造業	1081	R6.12.10
		百貨店、総合スーパーマーケット	1000	R6.12.10
		自動車(新車)小売業	1066	R6.12.10
佐 賀	956	陶磁器・同関連製品製造業	957	R6.12.21
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	1010	R6.12.20
		発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具、同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	996	R6.12.19
長 崎	953	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875 ()	R1.12.7
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864 ()	R3.12.29
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	875 ()	R1.11.29
熊 本	952	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	996	R6.12.15
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1019	R6.12.15
		百貨店、総合スーパー	855 ()	R4.12.15
大 分	954	鉄鋼業	1106	R6.12.25
		非鉄金属製造業	1053	R6.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	996	R6.12.25
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	997	R6.12.25
		各種商品小売業	716 ()	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	991	R6.12.25

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「()」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和6年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
宮 崎	952	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	678 ()	H26.12.26
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831 ()	R3.12.24
		各種商品小売業	705 ()	H27.12.24
		自動車(新車)小売業	927 ()	R5.12.20
鹿 児 島	953	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842 ()	R3.12.17
		百貨店、総合スーパー	693 ()	H26.12.26
		自動車(新車)小売業	986	R6.12.21
沖 縄	952	糖類製造業	769 ()	H30.11.25
		新聞業	879 ()	R4.11.17
		各種商品小売業	770 ()	H30.11.23
		自動車(新車)小売業	770 ()	H30.11.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「()」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

2025年 2月 10日

鳥取労働局長
平川 雅浩 殿

鳥取市立川町
電機連合鳥取 地域協議会
議長 寛 憲之介

特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、特定（産業別）最低賃金の改正決定について、下記の通り申し出を行うことを表明する。

記

1. 特定（産業別）最低賃金の件名

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

2. 特定（産業別）最低賃金

鳥取県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者は除く。

- ① 18歳未満または65歳以上の者
- ② 雇入後6ヶ月未満の者であって技能習得中の者
- ③ 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ) 清掃または片付けの業務
 - ロ) 手作業によりまたは手工具、もしくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装または箱詰め業務

3. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2025年7月末

以上



2025年2月10日

鳥取労働局長
平川 雅浩 殿

鳥取市天神町 30-5
U A ゼンセン鳥取県支部
支部長 北畑 仁史

令和7年度における特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、令和7年度において下記内容の特定（産業別）最低賃金の改正申し出を行う意向を表明します。

記

1. 特定（産業別）最低賃金の件名

鳥取県各種商品小売業最低賃金

2. 申し出の理由

鳥取県内の各種商品小売業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出することとしている。

3. 申し出の時期

2025年7月末日迄

以上



2025年2月10日

鳥取労働局長
平川 雅浩 殿

鳥取市天神町 30-5
U A ゼンセン鳥取県支部
支部長 北畑 仁史

令和7年度における特定（産業別）最低賃金の新設に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、令和7年度において下記内容の特定（産業別）最低賃金の新設について意向表明する。

記

1. 特定（産業別）最低賃金の件名

鳥取県各種商品小売業最低賃金

- ・百貨店
- ・総合スーパーマーケット
- ・コンビニエンスストア
- ・ドラッグストア
- ・ホームセンター

2. 申し出の理由

鳥取県内の各種商品小売業における事業の公正競争確保のため

3. 申し出の時期

2025年7月末日迄



以上

意向表明時点における特定(産業別)最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数

1 [改正]

最低賃金の件名及び産業分類	適用使用者数	適用労働者数 < 基幹的労働者数 >
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金	184人 (165人)	7,734人 (7,247人)
鳥取県各種商品小売業最低賃金	7人 (7人)	1,244人 (1,190人)

()内の数字は昨年度の数値

令和3年経済センサス 事業所母集団データベース(令和3年次フレームワーク集計経過)を基に、事業場の成立及び廃止情報及び令和6年度実施の最低賃金基礎調査の情報により修正して算出した。全数調査した結果及び令和6年度実施の最低賃金基礎調査の情報により修正して算出した。

2

【新設】

最低賃金の件名及び産業分類	適用使用者数	適用労働者数 <基幹的労働者数>
鳥取県百貨店、総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター-最低賃金	234人※	3,910人 ※

※百貨店、総合スーパーマーケットは【改正】②と同数で算出した。

※コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターは、「令和3年経済センサス-活動調査 事業所に
関する集計-産業別集計-卸売業、小売業に関する集計-産業編(都道府県表)」により算出した。

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月30日(火)		10月30日(木)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月3日(水)		9月18日(木)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月4日(木)		9月19日(金)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月5日(金)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月6日(土)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月7日(日)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月8日(月)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月9日(火)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月10日(水)		9月25日(木)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月27日(月)		11月26日(水)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月28日(火)		11月27日(木)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月10日(金)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(月)		9月16日(火)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月2日(火)		9月17日(水)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月3日(水)		9月18日(木)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月4日(木)		9月19日(金)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月5日(金)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月6日(土)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月7日(日)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月8日(月)		9月24日(水)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月9日(火)		9月24日(水)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月10日(水)		9月25日(木)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月27日(月)		11月26日(水)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月10日(月)		12月10日(水)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月10日(金)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		11月12日(水)		12月12日(金)
10月14日(火)		10月29日(水)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月17日(月)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月18日(土)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月20日(月)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月21日(火)		11月5日(水)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月22日(水)		11月6日(木)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月1日(土)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月2日(日)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月3日(月)		11月18日(火)		12月3日(水)		1月2日(金)
11月4日(火)		11月19日(水)		12月4日(木)		1月3日(土)
11月5日(水)		11月20日(木)		12月5日(金)		1月4日(日)
11月6日(木)		11月21日(金)		12月8日(月)		1月7日(水)
11月7日(金)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月8日(土)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月9日(日)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月10日(月)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月11日(火)		11月26日(水)		12月10日(水)		1月9日(金)
11月12日(水)		11月27日(木)		12月11日(木)		1月10日(土)
11月13日(木)		11月28日(金)		12月12日(金)		1月11日(日)
11月14日(金)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月15日(土)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月16日(日)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月17日(月)		12月2日(火)		12月16日(火)		1月15日(木)
11月18日(火)		12月3日(水)		12月17日(水)		1月16日(金)
11月19日(水)		12月4日(木)		12月18日(木)		1月17日(土)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月20日(木)		12月5日(金)		12月19日(金)		1月18日(日)
11月21日(金)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月22日(土)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月23日(日)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月24日(月)		12月9日(火)		12月23日(火)		1月22日(木)
11月25日(火)		12月10日(水)		12月24日(水)		1月23日(金)
11月26日(水)		12月11日(木)		12月25日(木)		1月24日(土)
11月27日(木)		12月12日(金)		12月26日(金)		1月25日(日)
11月28日(金)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月29日(土)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月30日(日)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
12月1日(月)		12月16日(火)		1月6日(火)		2月5日(木)
12月2日(火)		12月17日(水)		1月7日(水)		2月6日(金)
12月3日(水)		12月18日(木)		1月8日(木)		2月7日(土)
12月4日(木)		12月19日(金)		1月9日(金)		2月8日(日)
12月5日(金)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月6日(土)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月7日(日)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月8日(月)		12月23日(火)		1月14日(水)		2月13日(金)
12月9日(火)		12月24日(水)		1月15日(木)		2月14日(土)
12月10日(水)		12月25日(木)		1月16日(金)		2月15日(日)
12月11日(木)		12月26日(金)		1月19日(月)		2月18日(水)
12月12日(金)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月13日(土)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月14日(日)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月15日(月)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月16日(火)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月17日(水)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月18日(木)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月19日(金)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月20日(土)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月21日(日)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月22日(月)		1月6日(火)		1月21日(水)		2月20日(金)
12月23日(火)		1月7日(水)		1月22日(木)		2月21日(土)
12月24日(水)		1月8日(木)		1月23日(金)		2月22日(日)
12月25日(木)		1月9日(金)		1月26日(月)		2月25日(水)
12月26日(金)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月27日(土)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月28日(日)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月29日(月)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月30日(火)		1月14日(水)		1月28日(水)		2月27日(金)
12月31日(水)		1月15日(木)		1月29日(木)		2月28日(土)

鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績

○平成 29 年度

平成 29 年 7 月 31 日(月)

(午前中に視察、午後、本審と第 1 回専門部会)

視察事業場	オリイ精機(株)	(代表取締役 小林正昭)
所在地	鳥取市若葉台南 7 丁目 4 番 3 号	
業務内容	プレス自動化装置等の製造	
労働者数	39 人	

○平成 30 年度

平成 30 年 7 月 25 日(水)

(県最賃の諮問を行う審議会において事業場視察について決定、目安伝達を行う審議会の前に実施・7 月 2 日に本審、25 日に視察、30 日に本審)

視察事業場	(株)吉谷機械製作所	(代表取締役 吉谷典雄)
所在地	鳥取市古海 3 5 6 - 1	
業務内容	消防ポンプ自動車・消防用機械器具の製造販売等	
労働者数	82 名	

○令和元年度

令和元年 7 月 17 日(水)

(県最賃の諮問を行う審議会において事業場視察について決定、目安伝達を行う審議会の前に実施・7 月 5 日に本審、17 日に視察、8 月 2 日に本審)

視察事業場	(株)ファイナル	(代表取締役会長 森下 辰夫)
所在地	鳥取市上味野 1 5 番地	
業務内容	健康食品、健康茶の委託製造	
労働者数	82 名	

○令和 2 年度・令和 3 年度 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止

○令和4年度

令和4年6月17日(金)

(令和4年4月中に全委員に対し、面談等により、本審開催前に事業場視察を公労使代表委員により実施すること了承、6月17日に視察実施、7月4日本審にて報告)

視察事業場 (株)アキラス (代表取締役 河毛 寛)
所在地 鳥取市河原町今在家600 今在家工場
業務内容 食料品製造業 (弱電業務も実施)
労働者数 35名

○令和5年度

令和5年6月16日(金)

(令和5年4月中に全委員に対し、面談等により、本審開催前に事業場視察を公労使代表委員により実施すること了承、6月16日に視察実施、7月7日本審にて報告)

視察事業場 (株)エスマート (代表取締役社長 寺谷 淳)
エスマート鳥取南IC店 (店長 横田 秀美)
所在地 鳥取市河原町布袋198-1
業務内容 各種食料品小売業
労働者数 498名 (企業全体)

○令和6年度

令和6年6月24日(月)

(第543本審にて委員全員参加の方向性が示されたが、視察先業場との調整の結果、公労使代表委員により実施、7月1日本審にて報告)

視察事業場 (株)丸由 (代表取締役 岡 周一)
丸由百貨店 (店長 田中 秀明)
所在地 鳥取市今町2-151
業務内容 各種商品小売業
労働者数 111名 (企業全体)

中国弁連第74号

2024年(令和6年)11月22日

中国地方管内各県地方最低賃金審議会 御中

中国地方弁護士会連合会
理事長 坂下宗生

中国地方弁護士大会における決議の送付について

冠省

当連合会は、去る10月25日に岡山市で開催されました第78回中国地方弁護士大会において、別紙のとおり採択いたしました。

つきましては、この趣旨を御理解の上、本趣旨に沿った適切な措置等の対応を進めて頂きますよう、宜しくお願い致します。

なお、後日、先の対応の結果についてお知らせ頂ければ幸いに存じます。

草々

記

1. 地域別最低賃金の1500円への早期引上げ及び全国一律化、並びに特定最低賃金制度の運用改善を求める決議

以上



地域別最低賃金の1500円への早期引上げ及び全国一律化、並びに特定最低賃金制度の運用改善を求める決議

中国地方弁護士会連合会は、国会、厚生労働省、中央最低賃金審議会、各地の地方最低賃金審議会に対し、

- 1 必要な中小企業支援策を実施した上で、地域別最低賃金の全国加重平均額を2030年代前半には1500円に引き上げること
- 2 地域別最低賃金の地域間格差を早期に是正した上で、全国一律最低賃金制度を導入すること
- 3 特定最低賃金について、決定・改正の「申出の要件」や「必要性判断」に関する中央最低賃金審議会答申の運用方針を是正し、特定最低賃金の調査審議、決定・改正が促進されるようにすべきこと

を求める。以上のとおり決議する。

2024年（令和6年）10月25日

中国地方弁護士大会

提案理由

第1 勤労の権利と最低賃金制度

憲法第27条第1項は、「勤労の権利」すなわち、生存権を基本理念とし、国民が労働によって生計を立てる機会を得る権利を保障している。同様に、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という）第6条第1項は、「労働の権利」を定め、「すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によって生計を立てる機会を得る権利を含む」としている。

憲法第27条第2項は、これを前提に、「賃金…その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」と規定する。これに関連して、社会権規約第7条は、「すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有する」と定め、特に、「公正な賃金及びいかなる差別もない同一価値の労働についての同一報酬」及び「労働者及びその家族のこの規約に適合する相応な生活」を確

保する労働条件とすることを要求している。

以上により、最低賃金制度は、憲法や国際人権法上の勤労権保障により必須とされるものであり、特に、賃金の公正性、労働によって生計を得る権利の保障の観点により運用されなくてはならない。

第2 最低賃金の経過

1 2005年（平成17年）までの最低賃金の状況

2005年（平成17年）まで、地域別最低賃金の全国加重平均額は、660円台までにとどまり、1年に数円しか上昇しない年も存在した。これは、最低賃金の影響を受けることの多い非正規労働者（パート労働者等）の多くは、家計補助的であって家計に重大な影響を与えないと見られていたこと、最低賃金の水準の低さが社会的な関心を集めることが少なかったことなどが挙げられる。

法令との関係で言えば、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」（最低賃金法第9条第2項）と定められ、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3要素を総合考慮するとされるところ、実際には、各地域の賃金上昇率が最も重要視されたため、引上げ幅が低い水準となってきたと評価される。

2 その後の最低賃金の引上げ状況

その後、低賃金の非正規労働者の増加により最低賃金の水準の低さが社会的な関心を集め、特に生活保護水準とのいわゆる逆転現象が強く非難されるようになった。そのため、2008年（平成20年）7月施行の改正最低賃金法では、第9条第3項で「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」とされ、最低賃金の大幅な引上げが進められるようになった。つまり、最低賃金の考慮要素のうち、労働者の生計費が、生活保護費との関係で重視されるようになったため、最低賃金の引上げ幅が大きくなったものと言える。

2014年（平成26年）に生活保護水準との逆転現象が全都道府県で解消された後も、政府は低所得者層の所得増加により経済成長を図る成長戦略として政策的な最低賃金の引上げを図ってきた。2024年（令和6年）に地域別最低賃金の全国加重平均額は、1055円に達した。これは、最低賃金の3つの考慮要素についての従前の理解自体が見直され、政府主導の賃金上昇に関する政策目標が中央や各地の最低賃金審議会の審議に反映されたものと言える。なお、経済学の立場からは最低賃金の引き上げは雇用の縮小や失業の増大をもたらすと指摘されてきたが、ここ20年間で最低賃金が390円程度引き上げられたにもかかわらず、これによる失業の増大等は特に報告されていない。

そして、岸田首相（当時）は、「最低賃金を2030年代半ばまでに全国加重平均で1500円に引き上げる」との方針を2023年（令和5年）8月31日に示し、更に、2024年（令和6年）3月13日にはこの目標のより早期の達成に努力する旨を表明している。石破首相は、2024年（令和6年）10月4日の施政方針演説において、「2020年代に全国平均1500円」と述べ、目標の更なる前倒しを明らかにしている。

3 最低賃金の地域間格差の拡大

地域別最低賃金は、1998年（平成10年）には最高額が東京都の692円に対して最低額は宮崎県の589円で、その差額は103円、格差率は85.1%であった。しかし、その後は地域間格差の拡大傾向が続き、2008年（平成20年）には最高額が東京都の766円に対して最低額は鹿児島県等3県の627円で、その差額は139円、格差率は81.9%となり、2018年（平成30年）には最高額が東京都の985円に対して最低額は鹿児島県の761円で、その差額は224円、格差率は77.3%に拡大した。2024年（令和6年）には、最高額が東京都の1163円に対して最低額は秋田県の951円で、その差額は212円、格差率は81.8%となり、地域間格差は若干減少したが、それでも2割近くの大きな格差となっている。

第3 日本の賃金の状況

1 30年間以上賃金が上昇しない現状

日本の労働者1人あたり名目賃金は、1991年（平成3年）以降の過去30年間で、概ね横ばいであり、1991年（平成3年）を100とした指数は2020年（令和2年）で100.1である。実質賃金で見ても、長期デフレの影響もあり、2020年（令和2年）の1991年（平成3年）比指数は103.1となっている。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス等の先進諸国の名目賃金が8割から14割上昇し、実質賃金でも3割から5割近く上昇しているのと比較し、日本の賃金不上昇は際立っている¹。

更に、近年は物価上昇のため、2023年（令和5年）の実質賃金は2020年（令和2年）と比較して約3%の減少となっている。実質賃金は、1990年以降で最低水準となっている²。

実質賃金の要因分析によると、2000年（平成12年）比の2022年（令和4年）の労働生産性は約23%上昇したが、労働分配率（労働者1人あ

¹ 内閣府「令和4年度年次経済財政報告」第2-1-5図を参照

² 日本経済新聞2024年（令和6年）2月6日記事「23年の実質賃金2.5%減、2年連続減 90年以降で最低水準」

たりの付加価値のうち賃金に充てられる割合)は約7%減少している³。総じて言えば、労働生産性の上昇に対して労働者への分配が減少していると言える。更に、1990年(平成2年)に10%前後であった社会保険料率(従業員負担分)は、上昇し続け、現在15%を超えており、この点でも賃金手取額の減少を招いている。

他方で、法人税率は最も高かった1985年前後の43.3%から、累次の法改正により税率の低減が続き、現在、過去最低水準の23.2%となっている⁴。その影響もあって、企業の内部留保(利益剰余金)は2024年3月期時点で過去最高の600兆円となり、過去20年間で3倍に膨らんでいる。

2 非正規労働者の増加が賃金低下の原因となっていること

1989年(平成元年)に約2割だった非正規労働者の割合は、2011年(平成23年)には35%以上となり、その後も30%台後半で高止まりしている。厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」によると、正規労働者の年間賃金平均は336万円に対し、非正規労働者の年間賃金平均は226万円である。このように、低収入の非正規労働者の拡大が賃金不上昇の原因となっている。特に、女性労働者のうちの非正規労働者の割合は5割以上となっており、男女間賃金格差の要因となっている⁵。また、男性の非正規労働者の割合も上昇し続け、2割以上となっており、賃金全体の低下の原因となっている。

3 低待遇の正規労働者の増加

正規労働者においても、賃金は上がっていない。特に、近年、低賃金かつ長時間労働の「正社員」が増加しており、いわゆる「ブラック企業」として社会問題化している。

年収300万円未満の男性正規労働者は、特に25~34歳など若年層において増加している。特に、週60時間以上の労働をしている25~34歳の男性正規労働者のうち年収300万円未満が2017年(平成29年)には2割に達している⁶。つまり、「ハードワークワーキングプア」が増加し、悪質な企業の食い物とされている。その手法として、名ばかり管理職や、違法な固定残業代や裁量労働制が用いられていることもある。

このように、正規労働者の労働条件の劣化は、労働者全体の賃金を押し下げ

³ 内閣府「令和5年度年次経済財政報告」第2-1-6図を参照

⁴ なお、中小法人の軽減税率(本則)は、1985年前後の31%から、現在は19%に低減されている。

⁵ 総務省「労働力調査」長期時系列表1 b-3を参照

⁶ 後藤道夫氏ほか3名・福祉国家構想研究会編「最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし」(2018年・大月書店)19頁の図4(厚生労働省「就業構造基本調査」より後藤道夫氏(都留文科大学名誉教授)作成)を参照。

る要因になっている。

4 最低賃金の引き上げが重要な政策課題となっていること

以上のとおり、もともと主たる生計維持者ではないいわゆる主婦パートや学生アルバイトが主要な適用対象で、最低賃金の水準が生計に与える影響が小さかったのに対し、近年は最低賃金ないしその近傍の賃金による労働者が増加している。

そして、最低賃金の引上げは、最低賃金ないしその近傍の賃金で働く労働者のみならず、賃金体系の整合性の観点から最低賃金よりも高い賃金で働く労働者の賃金にも影響する。

最低賃金の上昇は、賃金が過去30年間上昇せず、近年は物価高のため実質賃金の減少が続く日本において、労働者の賃金の底上げに繋がる極めて重要な政策課題となっている。

第4 全国一律の最低賃金1500円の必要性

1 最低生計費調査の結果から

全国労働組合総連合（全労連）が実施した最低生計費調査によると、2023年3月時点で労働者1名の「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するために必要な収入は、全国各地で月22～25万円程度であり、大都市でも地方でも大きくは異なる⁷。ここでいう「健康で文化的な最低限度の生活」とは、余暇活動や冠婚葬祭等の交際費を含め多くの人々の生活実態を反映するための「生活実態調査」、及び保有率7割を物品保有の標準とするための「持ち物財調査」を実施した上で、質素ではあるが贅沢ではない「ふつうの暮らし」をするのに必要な生計費を算出したものである。大都市では住居費（アパート賃料）が高いのに対し、地方では住居費は安いものの公共交通機関の利便性が低く、通勤その他生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが、大都市と地方で最低生計費が大きくは異なる原因となっている。

また、日本労働組合総連合会（連合）が実施した最低生計費調査（連合リビングウェイジ）⁸においても、2023年7月時点で労働者1人の「健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準」は、地方でも自動車保有を前提とすれば概ね月22万円以上であり、自動車保有をしない前提での大都市部の金額よりも高額となっている。

⁷ 全労連ホームページ「『最低賃金』と『生計費』が5分で分かる」及び前掲「最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし」28頁以下の中澤秀一氏（静岡県立大学短期大学部准教授）論文を参照。

⁸ 連合ホームページより「連合リビングウェイジ（2023簡易改定版）」の「都道府県別リビングウェイジ」を参照。

以上のとおり、地方でも労働者1人に必要な賃金水準は月22万円以上であることから、これを、正月・祝日関係なく週40時間働いた場合の月173,800円労働により換算すると時給1300円前後となるが、政府が労働時間短縮の目標としてきた年間1800時間労働（月150時間労働）により換算すると時給1500円前後となる。

2 都道府県単位の最低賃金の不合理性

地域別最低賃金は、都道府県を単位としている。これは都道府県単位で、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力が異なるからとされている。

確かに、都道府県によって1人当たりの県民所得や賃金水準に差はある（都道府県単位のデータで、これらは東京都が圧倒的に高い）。これが都道府県単位の合理性の根拠とされている。しかし、同じ東京都でも、23区と島嶼部では、労働者の賃金や企業の収益の状況は異なる。また、同じ北海道でも、大都市の札幌市と辺境地域では大きく異なる。同じ都道府県でも都市部と農村・山村では経済状況・生活状況が異なることは、むしろ通常のことである。

他方で、同一の都市圏にあり、労働者の賃金や企業の収益状況はほぼ同一であるにもかかわらず、県境で大きく最低賃金が異なってしまう場合もある。

そして、都道府県により大きくは異なる労働者の生計費こそが、最低賃金の決定において最も重視されるべきことは、労働者が労働によって生計を立てることの権利性（憲法第27条第1項・第2項、社会権規約第7条）から明白である。

以上のとおり、都道府県単位の最低賃金は、単位として大雑把に過ぎる場合も、逆に無用な区域分けとなっている場合もあり、いずれにせよ、国民1人1人の生活に関わる最低賃金の水準を決定する単位としての合理性は乏しいと言える。

3 最低賃金1500円は勤労権及び社会経済上から必須であること

低賃金の労働者の賃金を引き上げることは、内需拡大をもたらし、経済の好循環により、経済成長に繋がる。労働者が生み出した付加価値が、徒に企業に内部留保として集積されるのではなく、公正な労働分配率により労働者に分配され、資本主義経済のゆがみが是正される。労働が正當に評価されることにより、労働者の労働意欲も増大する。また、低所得者層の所得・資産状態が改善されることにより、生活保護等の公的負担も減少することが期待される。

就職氷河期以降、低賃金の非正規労働者が増大し、正規労働者の労働条件も劣化するなど、勤労の権利（労働によって生計を立てる権利）や賃金等の労働条件の公正性がおざなりにされてきた。このことが、若い世代が低所得に追いやられ、結婚・子育てを希望してもできずに少子化が著しく進行し、特に地方

で人口減少が加速するなど、「失われた30年」の大きな要因となっている。

労働者が生計を立てられ、希望すれば結婚や子育ても可能となる水準でこそ、公正な賃金の水準である。このことは、社会権規約第7条が権利として保障するとおりである。その上で、最低生計費調査で前提とされた、労働者1人が質素ではあるが贅沢ではない「ふつうの暮らし」ができる賃金水準は、労働者の最低限の権利（最低賃金）として保障されなければならない。

いまこそ、労働者の生活を維持し、労働者が働いて生計を立てることに希望を持ち、持続可能な日本社会とするためにも、最低賃金は1500円とされなければならない。政府もそのことに気付いたからこそ、ようやく最低賃金1500円の目標を掲げるようになったと評価できる。

4 最低賃金引き上げに伴う中小企業支援策について

最低賃金の大幅な引き上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えることから、支援策が必要となる。中小企業は、全般に人件費比率（労働分配率）が高く、最低賃金引き上げの影響力は大企業以上に強い。

この点、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業にその費用の一部を助成する業務改善助成金制度が存在する。2021年度（令和3年度）の全国の申請件数は4739件であり、近年増加しているものの、更なる制度の周知・拡充が必要である。

また、中小企業が、賃金の引上げ等によるコスト増を、取引価格に転嫁することができない実態があることから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）や下請代金支払遅延等防止法等の積極的な適用と、そのために必要な法改正をすべきである⁹。

更に、人件費比率が高い中小企業にとって社会保険料は大きな負担となっていることから、中小企業の事業主負担の社会保険料率の低減を検討すべきである。

5 まとめ（意見の趣旨1及び2）

以上により、必要な中小企業支援策を実施した上で、最低賃金は、地域間格差を数年かけて縮小していきつつ、2030年代前半には、全国一律で時給1500円の水準とするべきである¹⁰。

⁹ 政府も「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「価格転嫁対策」として「独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行う。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底する。」と述べる。

¹⁰ 地方議会における最低賃金の全国一律化を求める意見書の採択は、2020年から2023年の間に計164議会にのぼり、都道府県では島根と岩手で採択されている（朝日新聞2024年3月2日記事を参照）。島根県議会では、「最

第5 特定最低賃金の運用の是正について

1 特定最低賃金の制度・概況

地域別最低賃金とは別に、特定の事業・職業に適用される特定最低賃金は、「労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者」の申出があった場合に、都道府県労働局長等が必要と認めるときは、最低賃金審議会の調査審議・意見を踏まえて決定・改正するものである（最低賃金法第15条第1項・第2項）。特定最低賃金は、賃金水準を設定する際の労使の取組の補完や公正競争の確保の役割を果たすものであり、賃金が労働の対償であることに鑑みると事業・職種によっては地域別最低賃金よりも高い水準が望ましい場合があり得ることから、制度として認められている。

2024年（令和6年）3月時点で、全国に224件の都道府県別・業種別の特定最低賃金が存在し、適用使用者数は8万4500人、適用労働者は283万人に及ぶ¹¹。

2 申出の要件、改正等の必要性判断が運用上限定されていること

1986年（昭和61年）2月14日中央最低賃金審議会答申（以下「昭和61年答申」という）において「申出の要件」が、運用方針として示されている。それによると、「労働協約ケース」で新しく特定最低賃金を決定する場合には、①関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数（原則として1000人以上）に適用される賃金の最低額に関する合意（労働協約）があり、②基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること、③労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること、改正する場合には、②の「2分の1」の要件が「3分の1」とされる以外は要件が同じとされている¹²。

低賃金を抜本的に引き上げるとともに、全国一律最低賃金制度をめざし、地域間格差の是正をはかる」とする意見書が、2022年（令和4年）3月及び2024年（令和6年）3月の2回、いずれも全会一致で採択されている。このように、最低賃金の抜本的引き上げと全国一律化は、地方の声として上がってきていると言える。

¹¹ 厚生労働省ホームページ「特定最低賃金について」を参照。次項の申出の要件、調査審議の必要性判断等についても同ホームページを参照。

¹² もう一方の「公正競争ケース」（事業の公正競争の確保を目的とする）では、決定の「申出の要件」は、「企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合」とされる（昭和61年答申）。これにつき、「申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない」としつつ、「当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1/3以上のものの

そして、労働局長が決定・改正の必要性の有無につき判断するためには、最低賃金審議会に意見を求めることとされるが、その際、最低賃金審議会は、「全会一致の議決に至るよう努力する」とされ（1982年（昭和57年）1月14日中央最低賃金審議会答申）、実際には全会一致以外の運用は行われていないとのことである¹³。

3 特定最低賃金の決定・改正が困難となっていること

以上のとおり、特定最低賃金は、特定業種の労働者の最低賃金を地域別最低賃金よりも引き上げ、労働者の待遇改善を図る重要な意義を持つものでありながら、様々な要件が課せられているため、合意形成が困難となっている。

2023年（令和5年）の厚生労働省「労働組合基礎調査」によると、労働組合加入者の雇用者に占める割合を示す「推定組織率」は16.3%となり、過去最低を更新した。このような状況の下で、基幹労働者の3分の1以上に適用される労働協約などの条件を満たすことは、年々厳しくなっている。

そして、条件を満たして改正を申し出ても、最低賃金審議会における決定・改正の必要性の調査審議において全会一致が要求されるために、使用者側が反対して金額の調査審議に入れられないという実例も存在する¹⁴。

以上の状況のため、特定最低賃金が改正されないまま放置され、地域別最低賃金の上昇に追い越される事態が頻出している。2024年（令和6年）3月

合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい」と解されている（『公正競争ケース』検討小委員会報告）1992年（平成4年）5月15日中央最低賃金審議会了承）。また、改正の「申出の要件」は、「事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であることを理由とする申出」としつつ、「当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意により行われるものを含む」としている（昭和61年答申）。事業の公正競争の観点が入るが、結局「3分の1以上」の割合が重視されていると言える。

¹³ 例えば、鳥取地方最低賃金審議会「第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会」（2023年（令和5年）9月11日）議事録5頁を参照。なお、鳥取地方最低賃金審議会の議事録は、すべてホームページにより公表されている。

¹⁴ 高知県では、2007年（平成19年）6月に一般貨物自動車運送業につき特定最低賃金が910円と定められたが、その後は改正されないままである。これにつき、2021年（令和3年）に3年ぶりに「基幹労働者の3分の1以上に適用される労働協約」の要件を満たして労働者側が改正の申出をしたにもかかわらず、高知地方最低賃金審議会において、使用者側の反対のために改正の必要性ありとならず、金額の調査審議に入れなかった。なお、2022年（令和4年）は3分の1要件を満たせず、労働者側からの申出自体ができなかったとのことである。

時点で、224件の特定最低賃金のうち79件もの特定最低賃金が地域別最低賃金を下回り、無意味なものとなっている。

4 「申出の要件」「調査開始の必要性判断」の運用是正の必要性

特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより調査審議に入るべきものであり、組織率の低下は労働組合の自助努力や労働者の意識向上により改善すべきとの見方もあり得る。しかし、事業・職種に応じて労働者の賃金改善を図る重要性はますます大きくなっていることからすると、やはり労働組合の組織率低下に対応して、制度を改善していくべきである。すなわち、決定・改正の申出要件として要求される労働協約の適用範囲に関する基幹労働者の2分の1以上や3分の1以上などの要件は、3分の1以上や4分の1以上などに緩和することが検討されるべきである。この程度に緩和されたとしても、労使のイニシアティブに基づくとの特定最低賃金の性質が変更されるものではない。

また、申出があっても最低賃金審議会において決定・改正の必要性を判断するのに、公労使の全会一致を求めるのは明らかに行き過ぎである。一定割合の労働協約の存在により、労使間で特定最低賃金の決定や改正につき一定の合意形成が存在しながらも、最低賃金審議会の使用者側委員の1名が反対すれば、労働協約締結に至る関係者の多大な努力が無に帰するのは、不合理である。

そもそも以上のような厳格な要件は、最低賃金法に存在せず、同法の規定以上に特定最低賃金の決定・改正を制限するものである。そして、中央最低賃金審議会の答申は、地方最低賃金審議会を法的に拘束するものでもない¹⁵。そして、内容的にも、昭和57年や昭和61年の中央最低賃金審議会の答申は、見直すべき時期に来ていると言える。

5 まとめ（意見の趣旨3）

以上により、決定・改正の「申出の要件」や「必要性判断」に関する中央最低賃金審議会答申の運用方針を是正し、特定最低賃金の調査審議、決定・改正が促進されるようにすべきである。

以上の理由から、本決議を提案するものである。

以上

¹⁵ 労働調査会出版局編「改訂4版 最低賃金法の詳解」81頁は、「地方最低賃金審議会は直接には中央最低賃金審議会の指揮系統に属するものではない。しかし、都道府県労働局長が厚生労働大臣の指揮監督に属することもあるが（第三〇条職権等）、全国的見地から中央最低賃金審議会が決定したものは、地方最低賃金審議会においても尊重されるものと考えられる。」と述べる。